

## 議案第50号

### 前橋市都市計画法に基づく開発許可の基準に係る制限の緩和に関する条例 の制定について

令和7年3月4日提出

前橋市長 小 川 晶

### 前橋市都市計画法に基づく開発許可の基準に係る制限の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の2第2項第1号及び第3号の規定に基づき、開発許可の基準に係る制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的細目に定められた制限の緩和)

第2条 政令第25条第6号の技術的細目において定められた公園、緑地又は広場の設置に係る制限の緩和については、政令第29条の2第2項第3号イで定める基準による開発行為に係る開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた申請に係る法第29条第1項の許可（法第35条の2第1項の規定による当該許可を受けた事項を変更する場合の許可を含む。）については、この条例の規定は適用しない。